

## 【自治基本条例主な取り組み状況一覧】

●は、前回調査(H24.2)後の新たな取り組み。

条 項	主な取り組み状況(H28.6)	主な取り組み状況(H24.2)
第1章 総則(第1条～第5条)		
第1条 目的		
第2章 市民		
第6条 市民の権利 市民は、市政に関する情報について知る権利を有する。 2 市民は、市政に参加する権利を有する。 3 市民は、街づくりに関する意見を表明し、提案する権利を有する。	第1項⇒第6章を参照 第2項⇒第7章を参照 第3項⇒第7章を参照	第1項⇒第6章を参照 第2項⇒第7章を参照 第3項⇒第7章を参照
第7条 市民の責務 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、互いの活動の自主性および自立性を尊重し、協力しながら市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとする。 2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。 3 市民は、市政に関する認識を深め、市と協働して地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。	・まちづくりアンケート等各種調査への回答 ・パブリックコメントへの意見提出(H26年度 34人135件、H27年度 26人106件) ・出前講座の利用による情報の取得(H26年度 85回1,527人 H27年度 91回3,639人) ・防災訓練や避難所運営訓練等への参加(H27年度 12,903人参加)	・まちづくりアンケート調査への回答 ・パブリックコメントへの意見提出(H22年度 17人34件、H23年度44人119件) ・出前講座の利用による情報の取得(H23年度 32回1,230人 他防災関連77回4,295人) ・防災訓練や避難所運営訓練等への参加
第8条 事業者の責務 事業者は、地域社会を構成する市民の一員としての社会的役割を認識し、地域社会との調和を図りながら市民自治のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。	・江別市におけるマイバック等持参促進及びレジ袋削減に関する協定を6社及び市民活動団体と締結(H20) ・民間企業等と災害時協力協定を締結(H27年度末 45団体) ●(株)ノーザンフロンティアと「環境学習等に関する協定書」を締結(H24年度)	・江別市におけるマイバック等持参促進及びレジ袋削減に関する協定を6社及び市民活動団体と締結(H20) ・民間企業等と災害時協力協定を締結
第3章 議会及び議員		
第9条 議会の役割と責務 議会は、選挙により信託を受けた議員によって構成される議決機関であり、本市の重要な意思決定を行うとともに、市長等による事務の執行を監視及びけん制し、市民の意思を政策形成に反映させるものとする。 2 議会は、まちづくりの課題を明らかにし、審議の過程その他議会の活動に関する情報を市民に提供し、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。	・年4回、市議会だよりを発行(S60～) ・議会ホームページの開設(H15～) ・委員会傍聴者に対する資料の提供(閲覧用)(H24～) ●議会基本条例の制定(H25) ●委員会における請願者の陳述機会の確保(H25～) ●本会議のインターネット中継の実施(H26～) ●議会報告会の開催(H26～)	・年4回、議会だよりによる情報提供(S60～) ・議会ホームページの開設(H15～) ・委員会傍聴者に対する資料の提供(閲覧用)(H24第2回定例会～) ・議会内の改革を進める議会基本条例を検討中
第10条 議員の責務 議員は、市民の信託に応え、総合的視点に立ち、公平、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。 2 議員は、広く市民の声を聴くことにより市民の意思を把握し、これを政策形成に反映させるよう努めなければならない。 3 議員は、自らの活動及び議会の活動を市民に分かりやすく説明し、情報提供に努めなければならない。 4 議員は、議会における審議及び政策立案活動の充実を図るため、積極的に調査研究に努めなければならない。	・一般質問における一問一答方式の実施(H24～) ●委員会における自由討議の実施(H25～) ●議案に対する賛否の公開(H26～)	・一般質問における一問一答方式の導入(H24第2回定例会～)

条 項	主な取りみ組状況(H28.6)	主な取り組み状況(H24.2)
第4章 市長及び職員		
<b>第11条 市長の役割と責務</b> 市長は、市民から信託を受けた本市の代表者として、この条例を遵守し、市民自治のまちづくりを推進しなければならない。 2 市長は、公平かつ誠実な行政運営を行わなければならない。 3 市長は、市政に関する情報を市民に分かりやすく説明しなければならない。 4 市長は、補助機関である職員の能力向上を図るとともに、効率的な組織の運営に努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己研修の支援、職場研修、職場外研修の実施(H27年度 延べ669人受講)</li> <li>・育児休業中の職員に対し、通信講座等の研修に関する情報を提供</li> <li>●江別市職員の仕事・子育て・女性活躍推進に関する行動計画～特定事業主行動計画～の策定(H28)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己研修の支援、職場研修、職場外研修の実施</li> <li>・育児休業中の職員に対し、通信講座等の研修に関する情報を提供</li> </ul>
<b>第12条 職員の役割と責務</b> 職員は、この条例を遵守し、市民の視点に立って公正かつ効率的に職務を遂行しなければならない。 2 職員は、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新人職員研修の一単位として自治基本条例について説明(H27 33名受講)</li> <li>・5年目以降の職員の政策形成、政策法務基礎研修を、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上のため実施</li> <li>・新規採用内定者へ条例啓発パンフレット送付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新人職員研修の一単位として自治基本条例について説明</li> <li>・5年目以降の職員の政策形成、政策法務基礎研修を、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上のため実施</li> <li>・新規採用内定者へ条例啓発パンフレット送付</li> <li>・職員への啓発(自治基本条例のDB化・啓発記事掲載)</li> <li>・職員向け研修会の開催(H21年度 46人)</li> </ul>
第5章 行政運営		
<b>第13条 総合計画</b> 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。 2 市は、総合計画を策定するに当たっては、多くの市民意見を反映させるため、必要な情報提供に努めるとともに、市民参加を積極的に進めるものとする。 3 市は、総合計画の達成目標を明らかにするとともに、その内容及び進行状況に関する情報を市民に分かりやすく提供するものとする。 4 市は、総合計画が社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり市民アンケート及び行政評価による進行管理及び公表(H16～)</li> <li>・第6次総合計画策定に係る各界各層との意見交換の開催(H23)</li> <li>・第6次総合計画策定に係るえべつ未来市民会議(H24)</li> <li>●第6次総合計画策定に係る行政審議会(H24～H25)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり市民アンケート及び行政評価による進行管理及び公表(H16～)</li> <li>・第6次総合計画策定に係る各界各層との意見交換の開催(H23)</li> <li>・無作為抽出の市民委員40名による新計画の内容を検討</li> </ul>
<b>第14条 財政運営</b> 市長は、財政の状況を的確に把握し、予算の編成に当たっては、総合計画及び行政評価の結果を反映させることにより、将来的な財政見通しに立った健全な財政運営に努めなければならない。 2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算及び決算に係る情報を市民に分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算編成方針の公表、予算編成に対するパブリックコメント(H21～)</li> <li>・「絵で見る江別市予算案」をHPで公表(H21～)</li> <li>・年1回、「財政の現状と課題」の公表(H21以前から)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算編成方針の公表、予算編成に対するパブリックコメント(H21～)</li> <li>・「絵で見る江別市予算案」をHPで公表(H21～)</li> <li>・年1回、「財政の現状と課題」の公表(H21以前から)</li> </ul>
<b>第15条 行政評価</b> 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させるとともに、市民に分かりやすく公表するものとする。 2 市長等は、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回、評価表(評価版・改革版)を公表(H16～)</li> <li>・江別市行政評価外部評価委員会を設置し、市民の目線による外部評価の仕組みを導入(H22～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回、施策及び事務事業の評価を実施し、公表(H16～)</li> <li>・江別市行政評価外部評価委員会を設置し、市民の目線による外部評価の仕組みを導入(H22～)</li> </ul>
<b>第16条 政策法務</b> 市は、自主的な政策活動を推進するため、必要に応じて条例、規則等の制定及び改廃を行うとともに、法令等の調査研究を重ね、主体的かつ適正な解釈に努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策法務基礎研修を実施(H26年度 22人、H27年度 15人受講)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策法務基礎研修を実施</li> </ul>

条 項	主な取りみ組状況(H28.6)	主な取り組み状況(H24.2)
<p><b>第17条 危機管理・防災</b>  市長等は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、情報の収集及び提供並びに必要な対策を実行できる体制の整備に努めなければならない。  2 市長等は、市民の防災意識の向上を図るとともに、災害発生時に備え、市民、事業者及び関係機関との連携及び協力を図るよう努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災訓練(H21～)</li> <li>・避難所運営訓練(H23～)</li> <li>・災害対応物品整備(H17～)</li> <li>・災害状況をHP及び災害状況自動案内装置により市民に広報</li> <li>・冬期落雪事故予防研修会(H18～)</li> <li>・緊急貯水槽での応急給水訓練実施</li> <li>・北海道下水道災害対策会議幹事会および訓練</li> <li>●避難行動要支援者名簿の作成(H26～)</li> <li>●登録制メールで災害情報・避難情報等を発信(H27～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災訓練の実施</li> <li>・避難所運営訓練等の実施</li> <li>・災害対応物品の整備</li> <li>・災害状況をHP及び災害状況自動案内装置により市民に広報</li> <li>・冬期落雪事故予防研修会(H18～)</li> <li>・緊急貯水槽での応急給水訓練の実施</li> <li>・北海道下水道対策会議への参加</li> </ul>
<p><b>第18条 行政手続</b>  市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分、行政指導等に関する手続きを定めるものとする。  2 行政手続に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続条例に規定(H10年施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続条例に規定(H10年施行)</li> </ul>
<p><b>第19条 外部監査</b>  市は、適正で効率的な行政運営を確保するため、必要に応じて外部の監査人その他第三者による監査を実施することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施なし</li> </ul>
<p><b>第20条 公益通報</b>  市長等は、市政の適法かつ公正な運営を確保するために、違法な行為について通報を行った職員等が、通報により不利益を受けないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部通報及び外部通報受付窓口を設置 (江別市職員等からの公益通報に関する要綱、江別市外部労働者からの公益通報に関する要綱)(H20～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部通報及び外部通報受付窓口を設置 (江別市職員等からの公益通報に関する要綱、江別市外部労働者からの公益通報に関する要綱)(H20～)</li> </ul>
<p><b>第6章 情報共有の推進</b></p>		
<p><b>第21条 情報共有</b>  市は、まちづくりに関する情報を市民と共有するため、速やかに、かつ、分かりやすく情報提供するとともに、制度及び体制の充実にも努めるものとする。  2 市は、市民からの意見、要望、提案等に対し、速やかに、かつ、誠実に対応するとともに、市民と情報を共有するため、必要に応じてその対応状況を公表するよう努めなければならない。  3 市民は、まちづくりに関する情報を共有するため、これに対する関心を高め、必要な情報の収集に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江別市公式HPの改修・充実(H22・H23)、携帯電話サイト運用開始(H22～)</li> <li>・広報えべつの発行(S25～、月1回)</li> <li>・市の出前講座による情報提供(H23～、H27 74講座)</li> <li>・リーフレットやパンフレットの発行</li> <li>・市民が傍聴できる会議等をHPで公表</li> <li>・各種計画の進捗状況の公表</li> <li>・各種事業の説明会開催</li> <li>・定例記者発表(H22～)</li> <li>・市HPフォトグラフえべつ(H21.3～)</li> <li>・在住外国人に向けた生活情報の提供</li> <li>●SNSでの情報発信(H28.4～)</li> <li>●市民参加予定事業の公表(H25～ 4月・10月)</li> <li>●市民参加実施状況の公表(H28～)</li> <li>●大学版出前講座の実施(H27～)</li> <li>●市民活動団体版出前講座の実施(H28～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江別市公式HPの改修・充実(H22・H23)、携帯電話サイト運用開始(H22～)</li> <li>・広報えべつの発行</li> <li>・出前講座などによる情報提供</li> <li>・リーフレットやパンフレットの発行</li> <li>・市民が傍聴できる会議等をHPで公表</li> <li>・各種計画の進捗状況の公表</li> <li>・各種事業の説明会開催</li> <li>・定例記者発表(H22～)</li> <li>・市HPフォトグラフえべつ(H21.3～)</li> <li>・在住外国人に向けた生活情報の提供</li> </ul>
<p><b>第22条 情報公開</b>  市は、市民の市政に関する情報について知る権利を尊重し、市政に関する情報を公正かつ適正に公開するものとする。  2 情報公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開条例に規定(H8年施行)、運用(H26年度 20件、H27年度 19件)</li> <li>・公文書公開請求等の受付</li> <li>・審議会等に関する会議の公開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開条例に規定(H8年施行)、運用(H22年度 23件、H23年度 19件)</li> <li>・公文書公開請求等の受付</li> <li>・審議会等に関する会議の公開</li> </ul>

条 項	主な取りみ組状況 (H28.6)	主な取り組み状況 (H24.2)
<p><b>第23条 個人情報の保護</b> 市は、個人情報の収集、利用、提供、管理等を適正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民に対し適切な措置を講じなければならない。 2 個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護条例 (H14年施行)</li> <li>・個人情報開示請求等の受付</li> <li>・情報セキュリティ監査として外部業者に委託し、個人情報の取り扱いなどの注意啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護条例 (H14年施行)</li> <li>・個人情報開示請求等の受付</li> <li>・情報セキュリティ監査として外部業者に委託し、個人情報の取扱いなどを注意啓発 (内部)</li> </ul>
<p><b>第7章 市民参加・協働の推進</b></p>		
<p><b>第24条 市民参加の推進</b> 市は、まちづくりへの市民参加を推進するため、制度の充実に努めるものとする。 2 市は、政策の立案、実施及び評価の各段階における市民参加を推進し、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。 3 市は、市民参加において、性別、年齢、障がいの有無、経済状況、宗教、国籍等によって市民が不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。 4 市長等は、広く市民の意見を聴き、その意見を反映させるための仕組みづくりに努めなければならない。 5 市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・附属機関等の設置 (H27年度 市民公募委員数31名)</li> <li>・パブリックコメントの実施 (H27年度 26人 106件の意見提出)</li> <li>・市民説明会の開催 (H27年度 4回 156人参加)</li> <li>・ワークショップの開催 (H27年度 8回 127人参加)</li> <li>・アンケート調査の実施 (H27年度 7回 6,385人回答)</li> <li>●市民参加条例の制定、施行 (H27～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・附属機関等における公募委員の導入</li> <li>・パブリックコメント手続要綱の制定・運用 (H22～)</li> <li>・市民説明会の実施</li> <li>・市民参加(ワークショップ)による公園づくり事業 (H15～)</li> <li>・アンケートの実施</li> </ul>
<p><b>第25条 市民協働の推進</b> 市民及び市は、協働のまちづくりを推進するための環境づくりに努めなければならない。 2 市は、市民のまちづくり活動における自主性及び自立性を尊重し、必要な制度の整備を行うものとする。 3 市は、市民が協働のまちづくりに参加しないことにより、不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。 4 市民協働の推進に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会活動への支援(・江別市自治会連絡協議会への補助、●自治会活動の手引き作成 (H26)、●自治会活動担い手育成セミナー開催 (H26～) など)</li> <li>・江別市と自治会やNPO、市民活動団体または企業等との協働事業</li> </ul> <p>【協働事例 H26:152件、H27:152件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協働のまちづくり活動支援事業</li> <li>【実施事業件数 H26:8団体 H27:5団体】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会活動への支援</li> <li>・江別市と自治会やNPO、市民活動団体または企業等との協働事業</li> </ul> <p>【協働事例 H22:127件、H23:139件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協働のまちづくり活動支援事業</li> <li>【実施事業件数 H22:5団体 H23:5団体】</li> <li>・市民活動活性化促進事業</li> <li>【実施件数 H22:3件、H23:3件】</li> </ul>
<p><b>第8章 住民投票</b></p>		
<p><b>第26条 住民投票</b> 市は、市政に関する重要事項について、直接、住民(市内に住所を有する者(法人を除く。)をいう。)の意思を確認するため、住民投票を行うことができる。 2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。 3 住民投票を実施しようとするときは、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別設置型のため実績なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別設置型のため実績なし</li> </ul>

条 項	主な取りみ組状況(H28.6)	主な取り組み状況(H24.2)
第9章 他の自治体等との連携及び協力		
<p><b>第27条 他の自治体等との連携及び協力</b></p> <p>市は、共通するまちづくりの課題を解決するため、広く他の自治体及び関係機関と相互に連携し、協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、政策を実施するため必要があるときは、北海道及び国と連携を図りながら協力するとともに、北海道及び国に対して適切な措置を講ずるよう提案するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣市交流事業の開催(H6～)</li> <li>・札幌広域圏組合との連携、協力</li> <li>・大学連携事業(地域活性化と産学官連携体制の強化)</li> <li>・石狩地方開発促進期成会における要望・提案書の提出</li> <li>・北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区計画を、北海道・札幌市等と連携して推進</li> <li>・市内大学、食品加工研究センターと連携した食関連産業の立地環境の整備</li> <li>・道央圏連絡道路整備促進期成会における要望活動</li> <li>・江別南空知4町医療連携協議会の開催</li> <li>・地域医療連携(オンラインによる患者医療情報の提供)</li> <li>●学生地域定着自治体連携事業の実施(H27～)</li> <li>●自己採取HPV検査実施に関する北海道大学・北海道対がん協会との連携協定締結(H28～)</li> <li>●えべつ市民カレッジ(H26～)</li> <li>●札幌市水道局との災害時相互応援、人材育成・組織力強化に関する取り組みについての連携協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣市交流事業の開催(H6～)</li> <li>・札幌広域圏組合による事業連携</li> <li>・大学連携事業(地域活性化と産学官連携体制の強化)</li> <li>・石狩地方開発促進期成会における要望・提案書の提出</li> <li>・北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区を北海道や札幌市と連携して推進</li> <li>・市内大学、食品加工研究センターとの連携(食・健康・情報)</li> <li>・道央圏連絡道路整備促進期成会における要望活動</li> <li>・病院経営連携</li> <li>・地域医療連携</li> </ul>
第10章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価		
<p><b>第28条 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価</b></p> <p>市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかについて評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備するよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治基本条例検討委員会の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治基本条例検討委員会の設置予定</li> </ul>
第11章 条例の見直し		
<p><b>第29条 条例の見直し</b></p> <p>市は、この条例の施行の日から起算して4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討し、その結果に基づいて見直しを行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治基本条例検討委員会において検証予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治基本条例検討委員会において検証予定</li> </ul>